

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い

全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策^(※)の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この一環として、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（住所・ご職業、お取引目的など）を定期的にご確認させていただき取組みを行っております。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、取引確認記録票へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、裏面には本件に関してお客さまから寄せられたよくあるご質問を掲載しておりますが、このほかにご不明な点がございましたら、下記照会先までご連絡ください。

(※) マネー・ローンダリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせて資金の出所を隠す行為です。また、テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為です。

<本件にかかる照会先について>

お客様情報確認センター

TEL : 0120-924-492

受付時間 平日 9時から 17時まで
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/4)を除きます)

— 定期的な情報確認に関するよくあるご質問 —

<定期的な情報確認について>

Q. なぜ私の情報を確認する必要があるのでしょうか？

A. 犯罪組織やテロ組織は、善良なお客さまに紛れて気づかれないように取引をしようとします。お一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用の防止につながります。また、お客さまになりすました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないためにもご協力のほどお願いいたします。

Q. こうした確認が行われるのは、私が疑われているからでしょうか？

A. 定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対して、ご協力をお願いしているものであり、特定のお客さまにお願いをしているものではありません。

<取引確認記録票について>

Q. 「取引確認記録票」のすべての項目について必ず回答しないといけないのでしょうか？

A. お手数ですが、適切な情報の確認のため、可能な限り多くの質問項目にご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q. 「取引確認記録票」について回答したくないのですが？

A. お客さま皆さまのご協力によって、マネー・ローンダリング及び金融犯罪の防止が可能となります。

本調査は、お客さまの住所といった現在の情報の確認に加え、なりすまし取引に利用されていないかなどを確認させていただくための大切な調査となりますので、何卒ご理解いただき、可能な範囲でご協力のほどよろしくお願いいたします。

回答に迷われる点がありましたら、裏面記載の照会先やお取引のある本支店までご連絡ください。

【特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください！】

- 最近では、いろいろな手口で、お客さまの情報を取得しようとしたり、キャッシュカードを詐取しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご連絡・ご照会ください。
- 特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、信用金庫の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。